

とみおかサポータークラブ 規約

(名称)

第1条 本団体は、「とみおかサポータークラブ」（以下サポータークラブ）と称する。

(団体の事務局・所在地)

第2条 サポータークラブの事務局は一般社団法人とみおかプラスが行い、事務所を一般社団法人とみおかプラス事務所内（福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央416 さくらモールとみおか内）におく。

(目的)

第3条 富岡町の復興に役立つ人材・知恵・活動資金を全国から集め、町の復興と町民の生活再建に貢献することを目的とする。

(構成)

第4条 富岡町を応援したい自治体、団体、企業、個人等によって構成される。

(活動)

第5条 サポータークラブは、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ボランティア（人材）の提供
- アイディア（知恵）の提供
- 活動資金の提供
- その他前条の目的を達成するために必要なこと。

2 サポータークラブとして活動を実施する際は、事務局の指示に従わなければならない。

3 活動前には事務局に計画書を提出し、活動後には報告書を提出しなければならない。

(サポータークラブ員の権利と義務)

第6条 サポータークラブメンバーは、自由に活動に参加する権利を有するが、活動に係る費用を自ら負担する義務を負うものとする。また、活動は自らの責任において参加するものとし、事故等に備えて各自事前に傷害保険に加入しなければならない。

2 サポータークラブに提供されたアイディアに係る権利については、その全部または一部をサポータークラブに譲渡しなければならない。

3 サポータークラブに提供された資金の返金は行わない。

(入会)

第7条 サポータークラブへの登録は、サポータークラブの目的を理解しそれに賛同する者とする。

る。

- 2 サポータークラブの目的に賛同しサポータークラブに登録しようとする者は、事務局が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 入会が認められた者については、速やかに名簿に必要事項を記載しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 サポーターメンバーが次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が退団の意思を示したとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は団員である組織が消滅したとき。
 - (3) サポータークラブの活動を、政治、宗教および選挙活動などに利用したとき。
 - (4) 反社会的活動を行ったとき。
 - (5) その他第3条の目的を達成するにあたり、不適正な言動を行ったと会長によって判断されたとき。
- 2 退団した者については、速やかに名簿から削除しなければならない。

(役員)

第9条 サポータークラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監査役 2名
- 2 役員は団員の中から選任する。
- 3 役員の報酬は原則支払わない。

(職務)

第10条 会長はサポータークラブを代表し、そのサポータークラブを総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときは会長が指示した手順によって、その職務を代行する。
- 3 事務局長はサポータークラブの業務を分掌し、執行する。
- 4 会計はサポータークラブの会計処理を行う。
- 5 監査役は次に掲げる業務を行う

- (1) 会計を監査すること。
- (2) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを会長に報告すること。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は1年とする。

- 2 役員は、再任することができる。

(会計)

第12条 サポータークラブの会計は、一般社団法人とみおかプラスの特別会計として扱う。

- 2 サポータークラブの経費は、次にあげるものをもって構成する。

- (1) サポータークラブ員からの資金協力
- (2) サポータークラブ員からの現物供与
- (3) サポータークラブの趣旨に賛同したサポータークラブ以外からの資金協力および現物供与
- (4) その他

(事業報告・決算)

第13条 サポータークラブの事業報告及び決算は、年度終了後に事務局が作成し、監査役の監査を受けたのち公表する。

(会計年度)

第14条 サポータークラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この規約に定めた以外の必要事項については会長が別に定める。

附 則

- 1 規約は平成29年4月1日から施行する。